明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月二十五日

大阪府豊中市原田中一丁目一六番一四号

日本ビルコン関西株式会社

代表取締役　伊木　俊郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月二十五日

東京都荒川区西日暮里二丁目三七番二二号

株式会社トンボ楽器製作所

代表取締役　真野　照久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月二十五日

大阪府茨木市野々宮一丁目二番二六号

大阪高速乳配株式会社

代表取締役　坂之上　明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年一月二十五日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目五番一一号

東洋工業株式会社

代表取締役　田野井真一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である関敏行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月二十五日

札幌市白石区菊水上町一条一丁目二四番地

エイジア・リミテッド

日本における代表者　関　敏行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田山毅が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月二十五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一〇番五号

カーサ・アセット・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　田山　毅

限定承認公告

本籍青森県五所川原市大字広田字下り松一四番地、最後の住所青森県五所川原市大字広田字榊森六〇―七　被相続人　亡　山田　清晴

右被相続人は平成二十一年八月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十四日青森家庭裁判所五所川原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

青森県五所川原市大字広田字榊森六〇―七

相続財産管理人　山田　時枝

限定承認公告

本籍静岡県富士市吉原一八三番地、最後の住所静岡県富士市中柏原新田一一八―一コーポ田子の浦一〇五　被相続人　亡　菅井　宏江

右被相続人は平成二十一年八月三日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月三日静岡家庭裁判所富士支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

静岡県富士市中柏原新田一一八―一コーポ田子の浦一〇五　限定承認者　菅井　克典

限定承認公告

本籍静岡県浜名郡新居町浜名一〇二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　疋田米自朗

右被相続人は平成二十一年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十五日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

静岡県浜名郡新居町浜名一〇二四番地

相続財産管理人　疋田　哲子

任意清算公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月二十五日

長崎県北松浦郡佐々町本田原免一八七番地

合名会社御厨呉服店

代表社員　御厨　成宏

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年二月九日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、取締役が、確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額及び当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限として優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年二月二十六日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金二十億一千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

四万二百口（A号優先出資につき一万九千六百九十八口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額

金二十億一千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全優先出資

平成二十二年一月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ラインアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条第一項に基づき、優先資本金の額を金二十億一千万円減少することを予定しております。効力発生日は平成二十二年二月二十六日となります。

これに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十月二十六日付官報の号外第二二七号一二二頁に掲載されています。

平成二十二年一月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ラインアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年十二月二十八日（号外第二百七十五号）公布財務省令第七十七号（財務省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三四六	上	終りから九	イに	ロに
〃	〃	〃 五	前号に	前号に
平成二十一年十二月二十五日（号外第二百七十四号）東北地方整備局告示第百七十号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
二八	下	終りから一六	「他一線」は	「を青森都市計画道路事業三・四・二号西滝新城線及び三・四・二十九号新青森駅南口通り線に変更する。」の誤り。	

◉号外　一月二十五日付第一五号九　六ページ●同日付政府調達第一五号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）